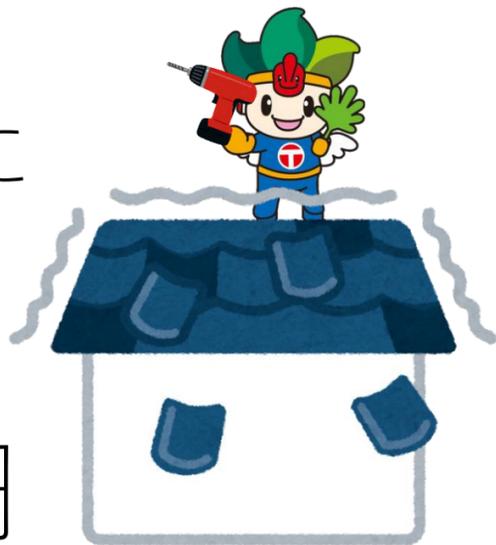


豊山町瓦屋根耐風・耐震対策費補助金のご案内

令和7年4月1日より
瓦屋根の改修・診断を行う方に

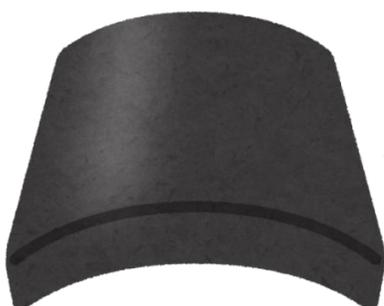


診断費 最大 **2万1千円**
改修費 最大 **55万2千円**



を助成します。

目的	強風や地震による町内の建築物の瓦屋根の被害を軽減し、町民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりを促進することを目的とするものです。
対象建築物	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅であり、令和3年12月31日までに葺いた瓦屋根
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①瓦屋根診断若しくは瓦屋根改修を行う建築物を所有する者 ②暴力団、暴力団員又はこれら密接な関係を有する者ではないこと。 ③固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①瓦屋根診断 <ul style="list-style-type: none"> ・かわらぶき技能士（1級又は2級）、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士（以下「瓦屋根診断技士等」という。）が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う瓦屋根の診断 ②瓦屋根改修 <ul style="list-style-type: none"> ・瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根に対し、全面を告示基準に適合させるために瓦屋根診断技士等が行う工事又はスレート屋根、金属屋根等へ改修を行う瓦屋根改修
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ①瓦屋根診断 <ul style="list-style-type: none"> ・最大2万1千円（瓦屋根診断に要する経費の3分の2） ②瓦屋根改修 <ul style="list-style-type: none"> ・最大55万2千円（瓦屋根改修に要する経費の23%）



交付決定前に工事の
契約・着手をすると補
助金を交付できません。
ご注意ください。

👉 お問合せ 👈
豊山町役場 まちづくり推進課
☎ 28-0944